共同事業体会則（例）

（目的）

第１条　本共同事業体は、「三重テラス第３ステージ運営方針策定業務」（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　本共同事業体は、「○○○○○○○」（以下、「本事業体」という｡）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本事業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本事業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、委託業務契約（以下、「契約」という｡）の履行期間終了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を受注できなかったときは、本事業体は、前項の規定にかかわらず、ただちに解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　本事業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　○○県○○市○○町○○番地　　○○株式会社

　　　　　△△県△△市△△町△△番地　　△△株式会社

　　　　　　　　　　　・・・（以下、必要分記載）・・・

（代表者の名称）

第６条　本事業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　本事業体の代表者は、委託業務企画提案コンペにかかる見積、契約の締結ならびに自己の名義をもって経費の請求及び受領する権限を有するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき県と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　○○業務　　○○株式会社

　　　　　△△業務　　△△株式会社

　　　　　　　　　　・・・（以下、必要分記載）・・・

（運営委員会）

第９条　本事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の完了にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　委託業務にあたっては、本事業体代表者名義の預金口座その他運営委員会で定めた預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　契約の履行中に発生した共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、県及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する本事業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本会則に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退または除名）

第16条　構成員は、事前に県の承諾がなければ、本事業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

２　本事業体は、事前に県の承諾がなければ、構成員を除名することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務の履行を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　本事業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（会則に定めのない事項）

第19条　本会則に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。